

令和４年度新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業費補助金に関するＱ＆Ａ

○共通事項

項目		回答
1	補助事業の対象期間について	令和４年４月１日～令和４年９月３０日までの期間内に購入（発注又は契約）し、かつ納入された補助対象設備であることが必要となります。
2	交付決定後に申請した補助対象設備以外の備品を購入は可能か	交付決定を行った内容で購入することが原則です。 変更がある場合は変更申請等の手続きが必要となる場合があるため、事前にメールにてお問い合わせください。
3	補助金の支払い及び返還について	交付決定後、概算払で補助金を支払いますが、事業完了後にご提出いただく実績報告を基に補助金額が確定します。 概算払で支払われた額が実績額を超過している場合は超過分について返還が必要となります。
4	リースの場合は補助対象となるのか	対象経費欄に「使用料及び賃借料」が含まれる事業はリースの場合も補助対象となります。
5	工事費、光熱水費は補助対象となるのか	設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」や「使用料及び賃借料」に含まれるため、補助対象となります。 ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。
6	交付金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるか	交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸しつけ、担保に供し又は廃棄する場合は知事の承認が必要となりますが、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、承認を受けずに廃棄することが可能な場合もありますので、事前にご相談ください。 なお、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。

		また、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を返還していただくことになります。
7	お問い合わせについて	お問い合わせは電子メールにてお願いいたします。 (✉ kkenkofu-saigai@pref.aomori.lg.jp) 電子メールの表題は「【病院名】 R 4 年設備等整備事業費補助金」とし、電子メール本文に補助金申請の担当者の所属、氏名、電子メールアドレス、電話番号（直通が望ましい）を記載してください。

(1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

項目		回答
1	簡易病室としてプレハブを設置する場合、病室機能として必要なエアコンや医療機器等も補助対象になるのか	新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行うために必要であって、簡易病室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象となります。
2	移動式の検査車両は簡易診療室に含まれるのか	簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う病室をいうので、この趣旨に合致すれば検査車両も簡易病室に含まれます。 緊急的、一時的に整備が必要となることが想定されるため、設備の購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。

(2) 帰国者・接触者外来等設備整備事業

項目		回答
1	簡易診療室としてプレハブを設置する場合、病室機能として必要なエアコンや医療機器等も補助対象になるのか	新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行うために必要であって、簡易診療室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象となります。
2	移動式の検査車両は簡易診療室に含まれるのか	簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う病室をいうので、この趣旨に合致すれば検査車両も簡易診療室に含まれます。 緊急的、一時的に整備が必要となることが想定されるため、設備の購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。

(3) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

項目		回答
1	「多言語の看板や電子掲示板等」は、どのような設備が交付対象となるのか	院内の患者誘導等に用いられる看板や必要な静止画、動画、音声等を表示できるディスプレイ、タブレット端末、スピーカー等とこれらに有線・無線接続するコンピューター等の周辺設備や設置経費などが対象となります。

(5) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

項目		回答
1	感染症指定医療機関については本事業の対象外となるのか	感染症指定医療機関であっても補助対象となる医療機関の要件を満たすのであれば本事業の対象となります。

(6) 感染症検査機関等設備整備事業

項目		回答
	検査機器に付帯する備品は補助対象になるか	検査に必要不可欠であり、検査機器と一体的に利用する備品（安全キャビ

1	1. 大規模な修理工事を行う場合は、補助対象となるのか	ネット等）は補助対象となります。ただし、付帯する設備のみを申請することはできません。
---	-----------------------------	--